

7月は 社会を明るくする 運動強調月間です

■社会を明るくする運動って？

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

■地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の願いです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。

取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することが必要かもしれません。しかし、立ち直ろうと決意

した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりを進めていくこともまた、とても大切なことなのです。

■みんなで参加を

犯罪や非行をなくす。あやまちからの立ち直りを支えていける地域をつくる。そのためにも、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

「社会を明るくする運動」は、今年で67回目を迎える全国的な運動です。

犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの立ち直りを支えていくためには、地域の皆さんの理解と協力が必要です。

安全で安心な地域づくりをみんなで進めましょう。

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8899



かんぴょうの消費拡大支援事業について

市は、かんぴょうの生産量が日本一であることから、市内におけるかんぴょうの消費拡大に向け、支援事業を実施しています。飲食店や食品加工業者が下野市産かんぴょうを使用し、料理や惣菜、加工品等を提供する場合に購入費の一部を助成します。

■対象者

- ・市内の飲食店または食品加工業者
- ・市産地消応援団に認定されている事業者等

■補助率

購入費の二分の一以内(20,000円限度)

■申請方法

「かんぴょう消費拡大支援事業申請書」を農政課窓口に参加するか、郵送により申請してください。(申請書はホームページからもダウンロードできます)

■申込期限

平成30年2月28日(水)(当日消印有効)

■申し込み・問い合わせ先

農政課

☎(32)8906

民生委員制度創設100周年記念講演を開催しました

大正6年に創設された済世顧問制度を源とする民生委員制度の創設100周年という大きな節目の年を記念し、5月12日、市役所において記念講演を開催しました。国際医療福祉大学医療福祉・マネジメント学科の林和美准教授を講師に迎え、「これからもこの地域とともに」と題し、約百名の参加者に講演を行いました。参加した民生委員からは「改めて民生委員の地域での役割を再認識できた。これからの活動に生かしたい。」との感想が聞かれました。

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8899



後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日までです。

8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口に表示してください。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降に市民課まで返却してください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成30年 7月31日	
被保険者番号	12345678
住所	下野市役所2-6
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和00年00月00日
資格取得年月日	平成00年00月00日
発給年月日	平成00年00月00日
交付年月日	平成00年00月00日
一割負担金の割合	●割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	89092108 栃木県後期高齢者医療広域連合

■問い合わせ先

市民課

☎(32)8895